令和３年度（2021年度）発熱者等診療・検査医療機関勤務環境改善支援事業費補助金交付要綱

（目　　的）

1　発熱者等診療・検査医療機関勤務環境改善支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症への感染リスクと厳しい環境の下、最前線で対応している医療従事者の勤務環境の改善・向上について支援を行うことにより、地域医療の確保を図ることを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

（補助事業者）

2　補助事業者は、道が指定した「発熱者等診療・検査医療機関」（以下「指定医療機関」という。）の設置者のうち、知事が適当と認める者。ただし、「令和２年度（2020年度）医療機関等勤務環境改善支援事業費補助金」又は　札幌市が実施した「令和２年度（2020年度）新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者のための勤務環境の改善・向上に係る補助金」の交付を受けた医療機関を除く。

（補助対象経費）

3　この補助金は、次に掲げる経費を対象経費とする。

指定医療機関において、医療従事者の勤務環境の改善・向上に要する経費のうち、別表第２欄に掲げる経費

（補助金交付額の算定方法）

4　この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

(1)　別表の第１欄に定める基準額と、第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2)　前号により選定された額と当該区分の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第３欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助金の交付申請）

5　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第３条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第１号様式（平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（保福第１の２号様式）
(2) 補助金等交付申請額算出調書（保福第１の16号様式）
(3) 経費の配分調書（保福第１の18号様式）
(4) 事業予算書（保福第１の20号様式）
(5) 資金収支計画書（保福第１の32号様式）
(6) 基本情報（別記様式１）
(7) 支出内訳表（別記様式２）
(8) その他参考となるべき書類

（交付の条件）

6　この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

(2) 補助事業等の経費の配分を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではない。

(3) 補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の事項のいずれかに該当するときは、この限りではない。

ア　当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の１を超えないとき。

イ　補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(5) 補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(6) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

また、指定医療機関（設置者が地方公共団体である場合を除く。）に交付する場合「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

(7) (6) の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

(8) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(9) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で、当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

(10) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

(11) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

(12) 前号の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及び、これに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。

(13) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

(14) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承　認を受けた日から30日以内（当該事業が５により補助金の交付申請をする日以前に終了している場合は、当該申請と同時）又は４月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

(15) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(16) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式３によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

　また、この補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(17) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。

(18) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また、同様とする。

ア　この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ　補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ　補助事業等により所得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

オ　アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(19) 前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(20) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(21) 補助金の返還を命じられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(22) (10)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(23) 補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定内容等の変更）

7　この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第１の21号様式）に５の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

8　補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

9　規則第14条の規定により、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（保福第１の28号様式）に次に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（保福第１の２号様式）
(2) 補助金等精算書（保福第１の30号様式）
(3) 事業精算書（保福第１の31号様式）
(4) 基本情報（別記様式１）
(5) 支出内訳表（別記様式２）
(6) 経費の支出に係る証拠書類
(7) その他知事が必要と認める書類

附則

1　この要綱は、令和３年７月８日から施行する。

別表

1　基準額	2　対象経費	3　補助率
次に掲げる金額とする。 病　　院　　1,500,000円 有床診療所　　750,000円 無床診療所　　500,000円	報償費、旅費、需用費（消耗品費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費	10分の10以内